

とよやま

TOPICS P3

- ①「デジタルテレビ購入事業」可決
- ②「全国瞬時警報システム設置工事の補正予算」可決

12月議会で可決された議案	2
意見書	4
一般質問(11議員15件)	5
読者コーナー・二常任委員会合同視察研修報告	16

議会だより

NO.111

12月定例会

発行：愛知県豊山町議会
平成22年2月1日

いつになったら食べられるかな? (豊山小学校)



① デジタルテレビ購入事業が全員賛成で可決

12月7日開会された定例会の初日に、小中学校、社会教育センターにデジタルテレビの購入事業が上程され、全員賛成で可決された。

契約金額は、1228万5千円(町負担614万2千円)で購入内訳は次のとおり。

豊山小学校 15台・志水小学校 18台・新栄小学校 11台
豊山中学校 8台・社会教育センター 1台 (いずれも50型)



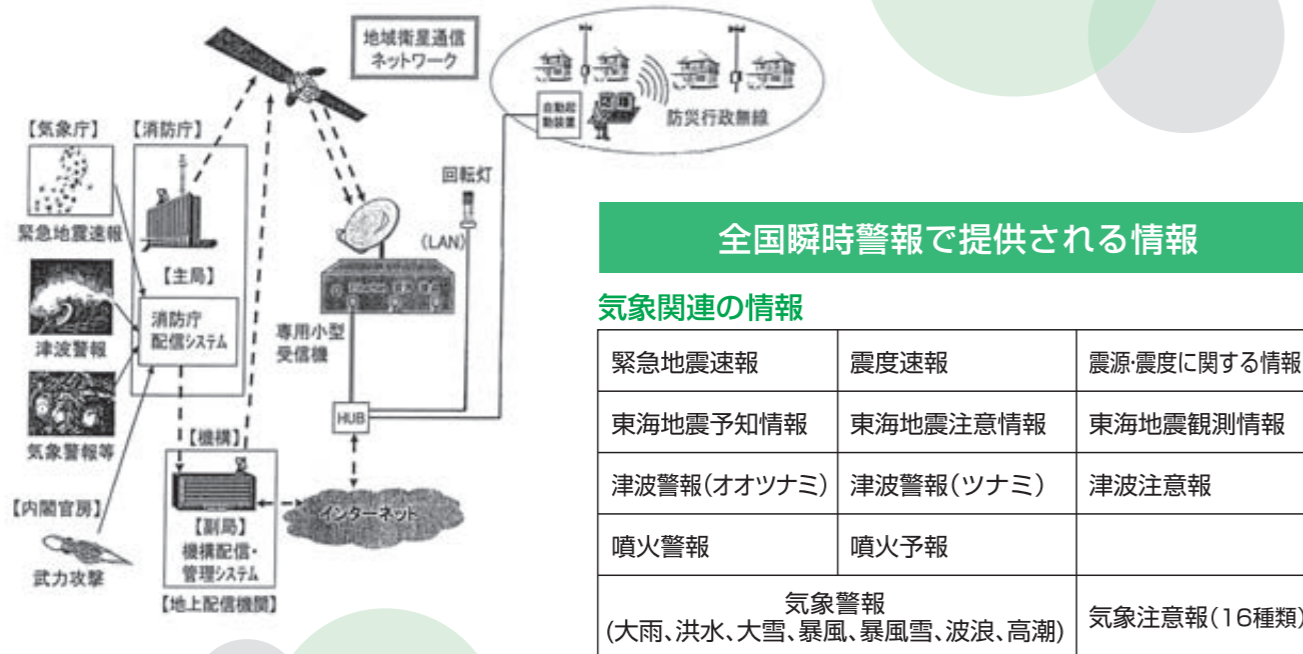
② 全国瞬時警報システム設置工事 890万2千円(町負担101万1千円)で可決

このシステムは、通信衛星を使って国から災害、テロ情報を県や市町村に同時発信するものです。本システムを整備することにより、防災行政無線を通じ、住民の皆様へ、国からの災害情報等が瞬時に伝達されます。

システムの概要、提供される情報は、以下のとおりです。

国民のいのちを守るための緊急情報伝達システム

全国瞬時警報システムの概要



全国瞬時警報で提供される情報

気象関連の情報

緊急地震速報	震度速報	震源・震度に関する情報
東海地震予知情報	東海地震注意情報	東海地震観測情報
津波警報(オオツナミ)	津波警報(ツナミ)	津波注意報
噴火警報	噴火予報	
気象警報 (大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮)		気象注意報(16種類)

有事関連の情報

弾道ミサイル情報	航空攻撃情報	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
大規模テロ情報		

12月議会で可決された議案

12月議会では、7議案が上程され審議の結果、下表のとおり全議案が可決されました。

議決された議案

議案	採決	結果
動産の買入れについて	全員賛成	可決
一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定	全員賛成	可決
廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	賛成 11 反対 2	可決
愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部改正	全員賛成	可決
愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合組合同約の一部改正	全員賛成	可決
平成21年度一般会計補正予算(第4号)	賛成 11 反対 2	可決
平成21年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	全員賛成	可決
意見書		結果
改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	全員賛成	可決

討論

平成21年度一般会計補正予算(第4号) についての討論

反対討論

特別養護老人ホーム建設用地購入費用借入金について、町負担分8022万1千円が含まれる。購入する6648㎡の土地は、社会福祉法人・西春日井福祉会の名義で登記される。どうして一民間社会福祉法人名義にしなければならないか。買取予定価格は鑑定評価額より38.5%高い。西春日井福祉会に手厚い支援をする手法は疑問を招くので反対する。

賛成討論

今回の補正予算は、国の執行停止に伴う事業費の減額と、追加経済対策に伴う事業費の増額、固定資産税の増額等が主なもの。必要な予算措置であり賛成する。

廃棄物の減量および適正処理等に関する条例の一部改正についての討論

反対討論

事業系廃棄物の処理手数料について、平成20年度は1kg当たり31.1円のところ15円で差額は町負担。21年度は20円で差額は町負担している。名古屋市に委託する場合の処理費用は32円となる。一気に全額負担を強いることは、昨年度の2.13倍。今年度の1.6倍になる。処理場が遠方になり運搬費用もかさむ。負担調整等の経過措置も設けない一気の負担増から反対する。

賛成討論

環境美化センターは、竣工から36年が経過した。老朽化が進み建て替え時期にきており、現在の施設を拡張して、名古屋市を含め共同施設建設計画が進められている。平成22年4月から名古屋市に委託も決定した。特に事業系ゴミ処理は、名古屋市の清掃工場での処理するため原価相当額を利用者に求めるもので、必要不可欠な料金であると考え賛成する。

町のホームページから会議録が閲覧できます <http://www.town.toyoyama.lg.jp/>

一般質問 Q&A

よりよい町政に 向かって!

Q 税金等の収納率は、保育料（1・3%増）以外全て落ち込んでいる。収入を1円でも多く計る努力が、ムダの防止に繋がる。クレジットカード方式の納税で、利便性を広げたらどうか。町の経費も軽く、若い人の納税意識も高まる。また、欧米のように、子どもの頃から「責任」と「義務」を徹底する教えが必要。「納税」や「地域」を大切にすることを育てるため、さらなる教育の力をお借り



Q. なくそう、ムダ遣いと犯罪をなくそう、口座振替をPR、地道な防犯活動で犯罪を減らす

安藤春一 議員

A. 町と町民が力を合わせて、ドロボーの先手を打つ。銀行や農協としてコンビニ周辺に、「ひったくり注意」の立看板を設置する。さらに、地区の要所々に「車上狙い」と「ひったくり」の注意看板を立てる。犯罪予防の啓発を続け、地域ぐるみの防犯活動が盛り上がり、防犯活動が盛り上がってくると思っていますか。

A 税のクレジットカード収納は、初期導入費用、電算システム改修費用などが発生する。その他、利用者には決済手数料がかかる。



「ひったくり注意」防犯対策看板

行政側の低コストによる収納方法であるとは一概に言えない。利用者にも手数料が発生するため、納付方法の選択肢は広がるが、行政サービスの向上につながるには言い難い状況である。

納税者にとっては手数料もかからず、金融機関へ出向くことも、納期も忘れることもない口座振替を積極的にPRする。

学校では小学校6年生、中学校3年生の社会で、「納税」は国民の義務と学習している。毎年、6年生が「租税教室」において学んでいる。

防犯では、平成21年10月現在の町の刑法犯認知件数については、352件で前年比プラス38件と増加傾向にある。これについては、自転車盗や自動車関連窃盗の被害が前年に比べ、大幅に増加している。

それ以外の刑法犯については、侵入盗が38件で前年比マイナス3件、ひったくりや、強盗などの凶悪犯、恐喝について今年度発生はない。

これらの結果については、防犯パトロール等の地道なボランティア活動や防犯対策の効果の表れではないかと考える。

今後引き続き、町内から一件でも犯罪を減らすよう看板設置等も含め、適切で効果的な防犯対策を講じるよう努力する。

多重債務者、自己破産者、自殺者をなくすために 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における北海道拓殖銀行、山一証券の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今後設置される消費者庁の所管乃至共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の問題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

愛知県西春日井郡豊山町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣
金融担当大臣 多重債務者対策本部長 消費者行政推進担当大臣 国家公安委員会委員長

12月定例会の あらまし

会期:12月7日(月)~18日(金)

- 7日(月) 本会議(議案上程、説明)
- 14日(月) 本会議(一般質問)
- 15日(火) 本会議(議案質疑)
- 16日(水) 福祉建設委員会
- 17日(木) 総務文教委員会
- 18日(金) 本会議(委員会審査報告、討論、採決、意見書採択)

3月議会一般質問のテレビ中継(予定)

と き 3月8日(月) 午前9時30分~
チャンネル とよやま8チャンネル

※議会進行上、放映時間に変更が生じる場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ：議会事務局
☎ 28-6004 Fax.29-3152

議会の傍聴に来てください!

次回定例会は、3月1日(月)午前9時30分開会予定

Q. 不況下の教育状況を問う

A. 就学援助費交付要綱により援助



熊沢直紀議員

Q アメリカ発の企業破綻による不況の真っ只中、教育現場で教育の平等は保たれているのか。就学が困難な児童生徒の保護者に対して、町はどのような援助をしているかを問う。

アメリカ発の企業破綻による不況はどうか。生活保護との関連はどうか。

⑤生活保護世帯の数はどのくらいか。

⑥小中学校のみならず保育園も含まれるのか。

⑦その数はどうか。

⑧援助費交付について他の市町との比較はどうか。

A ①就学援助費交付要綱は就学が困難な児童生徒の保護者に援助する制度で、平成20

①いつから就学援助費交付要綱は出来たのか。

②就学に関する費用はどの様なものがあるのか。

③一家庭での最大援助金額は。全体での金額は。22年度の予算はどうか。

④援助を行う家庭はどの様なものがあるのか。



みんな楽しく英語の授業

年4月1日から施行している。

②援助費は要保護者に対して、修学旅行費、医療費、卒業祝金を支給する。準要保護者には、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費となる。

③援助額の最高額は、年間75,340円で、22年度は21年度の実績を考慮しながら、予算計上していく。

④要保護者は生活保護法の適用者の方で、準要保護者は生活保護で教育扶助の廃止・停止の措置を受けた方、町民税が非課税又は減免された方、個人事業税、固定資産税、国民年金が減免された方、国民健康保険税が減免または徴収を猶予された方などとなっている。

⑤生活保護世帯数は、平成21年度では2件である。

⑥保育園については、対象としていない。

⑦受給対象数は、平成21年度では小学校59件、中学校32件である。

⑧他市町村との比較は、西春日井地区の北名古屋、清須市と同じ金額である。

Q. 差し迫った地球の危機を回避するために、今できることは何か。

A. 環境基本計画の策定は考えていない



栗田昌子議員

Q ①環境基本計画の策定が必要では。

②剪定枝の堆肥化を区域で出来ないか。

③生ごみ減量と水切りを進めるべき。更なる啓発活動の計画は。

A ①環境基本計画は環境を保全し、住民が快適に暮らすことができるような取り組み

を示すものであり、第4次総合計画で地球にも人にもやさしい持続可能なまちづくりの目標を掲げ、環境保全全般について取り組んでいる。したがって、環境基本計画の策定は考えていない。

②生ごみと剪定枝の堆肥化の広域での取り組みは、莫大な費用と設備を要するので困難と考える。

③生ごみ減量と水切り等のさらなる啓発については、広報誌、環境フェスティバル、出前講座等を通じ啓発を続け、少しでもごみを減らせるよう努力していきたいと考える。



剪定枝のチップ化作業

Q. 弁護士との顧問契約を A. 来年度より顧問契約する



今村 一正 議員

Q 政権交代が行われた。地方には自主性が要求され、政策法務への対応が課題となってくる。日常的なサポート体制として弁護士との顧問契約を結び、環境づくりをしていくべきである。理由として、次の2点をあげる。

A ①弁護士との顧問契約については、来年度から予定している。顧問契約により、対外的な契約や法的措置などで町及び住民に不利益が及ばないためのサポートや、行政に対する不当な要求の法的解決に役立てていく。

①法令・条例の取り扱いや、近隣自治体間に行う法的措置への対応
②第2次行財政改革の立案・作成への関与が必要

②行政改革プランの中で説明した有識者会議には、弁護士を委員として選任する。

Q. 人材育成への認識と今後の取り組みをどうするか

A. 教育へのお金は将来への投資である

Q めには、子ども達の育成が大事である。そのためには教育が大切である。教育への事業は将来への投資である。予算を投下し、教育をサポートすることが行政の人材育成である。当局の認識と見解を聞く。

A ①人材育成は、それぞれのもつ可能性に火種をとまずことであり、教育へのお金は将来への投資であると認識する。

②中学生の海外派遣事業は、20回目を迎える。検討はしたのか、またその結果について聞く。

②中学生海外派遣事業は、中学3年生を海外へ派遣している。本事業の見直しは必要なことであり、部内で、検討を重ねてきた。来年度以降は、違った形の体験活動へ、内容と運営の両面から見直しを行っているところである。早い時期に結論を出す。



見直しを検討されている海外派遣事業

Q. 読解力のさらなる向上を

A. 「朝の読書」により読書の習慣を身につけさせる

青山 克己 議員



本の世界に入り込んで…

Q 読解力不足が学力低下の一因となっているなど、問題視されて久しい。

①小・中学校の読書指導の実態や効果
②今後の指導方針、目標について尋ねる。

A ①小・中学校では、読書指導等で、国語科の指導を中心に教育課程に沿って、系統的段階的に上の学年につながるようにつなげるようになっている。

また、教科外では、小中学校全体的において「朝の読書」を実施することで、落ち着いた学習をスタートさせたり、読書の習慣を身に付けさせたりしている。PTAや地域の方々による「読み聞かせ」などが行われ、読書の習慣が少しずつ身に付いてきたり、時間があるときに本を取り出して読む姿が見られたりしている。

②新学習指導要領を踏まえて、子どもたちの実態や地域の様子をもとに、学力の向上を図っていく必要がある。各学校が重点的に指導すべき内容等をつかんで、効果的な指導を推進していく。国語科は、「読むこと」「書くこと」「書くこと」の4領域の基礎的・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用して思考力や判断力、表現力などを育成することを目指し、それをささげる学習意欲の向上も図らなければならない。日頃の指導・助言をきめ細かにを行い効果的に進めていく。





水野 晃 議員

Q. 学習等供用施設の管理は A. 管理は「指定管理者運営の基準」により行っている



和やかに語り合う利用者

Q 学習等供用施設の利用基準が不明確のため、町内の利用者から苦情が寄せられていることは当局もご存知のことと思う。

A 正しい施設利用のため、明確な利用基準を利用者に明示しなくてはならない。指定管理者制度に移行してから、どのような苦情が寄せられたか。不正申請は何件あったか。利用基準の見直しはする。

「条例」「規則」「この例規に基づいて制定した「指定管理者管理運営の基準」により管理運営を行っている。施設を利用しようとする者の制限として、営利を直接の目的とした利用、町外在住者を主体とした行事の利用者は、利用で

きないと規定している。利用基準を満たしていない団体等の利用については、利用の中止を行っている。

今後、窓口を利用者の範囲を提示するなどとして、より一層不適切な利用を防ぐ方策をとっていきたいと考えている。

Q. 庁舎の窓口サービスの改善を A. 現行配置で行う

Q 庁舎内の窓口サービスの向上のため、窓口カウンターをローカウンターとし、職員の間をカウンター対面式に変更する考えはないか。町民が「すまません」と言わないと職員がカウンターにこない現状の解消と高齢者、子ども連れの方に座って窓口サービスを受けていただけではないか。

A 本町の場合は、大きな市などと比較すると来客者も少なく、多くの業務を限られた職員で分担するためには現行の配置が機能的に優れている。

また、管理職は必ずカウンター方向に向け配置し、来客に対応している。窓口のローカウンターは、別に相談室もあるので十分であり、増設した場合、ローカウンター以外の窓口スペースが狭くなるので現行の配置で引き続き行っていきたい。



筒井 俊秋 議員

Q. 事業仕分けで予算の見直しを A. 有識者会議を設置して進める

Q 次年度の予算査定が始まる。世界不況の中、税収の不足が続くと思う。政権も変わり事業の廃止・凍結・見直しなど厳しい査定が行われている。この様な状況の中、豊山町は前年・前々年にならい予算が組まれているものが多く見受けられる。委員会・補助事業団体等に対して必要な事業であるか検討する時ではないか。町会議員の定数・議員報酬について町民の間で議論が盛

A 現在、予算査定

んなにされている。この様に多くの課題が山積している中で、事業仕分けをするのには各種の有識者を選任し「有識者会議の設置」が望ましいと思うので検討を願う。

町民は重い税金の負担と不況のダブルパンチを受けている。無駄を削って不況のときこそ思い切った減税を行う意向はないか尋ねる。



公共事業も見直しを

しかし、事業評価については、行政側だけの評価では見直しに限界がある。今後は、集中改革プランの中で説明した有識者会議の設置を進め、町からの負担金・補助金等の見直しを始めとした行政運営について意見・提言を求め、更なる行政の改善を進める。

会議の設置は来年度からとし、専門的な知識を有する弁護士、会計士、大学教授などの委員で構成する。

減税については、歳入が落ち込む厳しい状況であり、歳出の削減を図ってはいるが、財源の確保からしても難しいと考える。

Q. 赤道・青道について聞く

A. 赤道は認定外道路、青道は認定外公公共物又は普通河川



柴田 勝明 議員

道・青道が私有地内にある場合、その土地を個人が取得することが可能か。取得することが出来れば、どのような手続が必要か。平成10年頃に臨空公園を作る時、公園敷地内に赤道・青道があったと聞いたが、あの時点では赤道・青道の土地面積が提示され、土地開発公社に買い上げて頂いたような記憶がある。その辺の説明を

問う。

A 赤道は道路法の適用を受けない認定外道路、青道は河川法の適用を受けない法定外公公共物又は普通河川として、国有財産として管理されていた。

しかし、平成11年の地方分権一括法により、平成14年度までに国から豊山町に無償贈与を受けた。この土地は登記簿のない無番地のため、面積は把握できない状態で豊山町が管理をしている。

この赤道・青道を個人で取得できないかについては、取得を希望される赤道・青道を町が用途廃止しても問題なしと判断ができ、さらに隣接する地権者の同意が得られる場合にのみ、可能と考えられる。

この場合、赤道・青道の面積確定や豊山町名義への保存登記を、事前に行なう必要がある。



町内に今も残る狭い赤道

Q 今、各町内において古い建物が取り壊され、新しい建物へと作り替えられている。その時に境界とか土地面積の確認のため、測量がなされているが、豊山町には測量の基準となる基点があるか。測量の時、敷地公図の中に赤道・青道が提示されているが、この土地は地番も面積も示されていない。どのように処置されているのか。又この赤

Q. 窓口封筒の再利用化は

A. 再利用は第4次総合計画の中で早期に実施予定



尾野 康雄 議員



再利用が待たれる町封筒

Q 町役場の窓口で使用されている封筒は、再生紙の使用表記もなく、郵便番号の記入欄はあるが、中央に「お待たせしました 確かめてお帰り下さい。」とお帰りください。と大きく印刷されていて、他には再利用できないなど、創意工夫もない。

他の市では、「私信用に利用可能」との表記があり、一般の封筒と同様に再利用できる。また、注意の呼びかけ項目や、メール配信サービス情報を提供するためのメールアドレスの表記もあり、いつでも住民の視線にはいるように心掛けられている。また、封筒自体を広告主の協賛による寄贈でまかない、経費の節約になっている。封筒の印刷項目も利用者目線での工夫が感じられる。

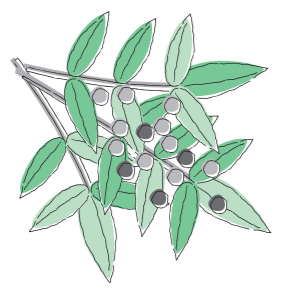
町においては作成の変更予定はないのか。

A 第4次総合計画基本構想では「安定した行財政基盤の構築」を分野別まちづくり目標の一つとしている。こうした中、現在、作成を進めている基本計画では、「安定した行財政基盤」の実現に向け、「財産の有効活用」を基本施策の

一つとして準備を進めている。

この基本施策の立案に当たっては、施設の維持管理方法の見直しや施設の利活用向上に向けた取組、町有財産の有効活用等を、その具体的な事業としてプランニングしている。

窓口封筒の広告掲載についても、町有財産の広告媒体としての活用といった観点から実施計画に反映する準備を進めており、第4次総合計画期間内の早い段階において、実施する予定である。



Q. ヒブワクチン接種補助と子どもにも短期保険証を

A. 接種補助は研究する



野崎 隆子 議員

①細菌性髄膜炎の予防接種に独自の助成を

この感染症は発見が難しく、発病すると後遺症の確率が高い、生後1年を目安にワクチンを接種することで、予防が可能である。任意による自費接種のため、親の負担が大きい。公費負担と定期接種化を求める。

②短期保険証の子どもに最低6か月の保険証を

保険の子どもに6か月の保険証が発行されている。ならば、1か月や3か月の短期保険証の子どもたちにも、6か月の保険証を交付するのが筋ではないかと考える。

①細菌性髄膜炎 ワクチンの予防接種費用補助については、厚労省の検討結果を前提として、有効性、安全性、費用対効果等の研究を行っていく。

②「短期保険証世帯の



利用者の多い公共施設

① 毎週定期利用の団体の役員は、3か月先の同じ曜日と場所日時を確保するために3か月先の場所取りは毎週々々通っている。かなりの苦勞である。不定期利用の人たちにも配慮しながら、通年定期利用者の苦勞を幾らかでも緩和できないものか。

② 社会教育センター及び供用施設の利用については、町、教育委員会及び文化協会などの補助団体の事業は、年度当初から場所の確保をし、事業の運営に支障のないようにしている。

③ 一般の利用者については、利用予定日の3か月前から前日までに利用申請の手続きをお願いしている。

④ 利用の公平性の観点から、今後も現在の方法を継続していきたいと考えている。

Q. 社教センター、供用施設の利用手続の緩和は

A. 今後も現在の方法を継続



子どもに最低6か月の保険証を「については、本来の保険制度の運営上の趣旨に基づくものであり、今回の法改正による資格証明書の交付世帯に属する中学生以下の子どもへの対応と短期保険証発行の取扱いを合わせる必要はないものと考えている。

Q. 町長10%カット期限切れ、期末手当45%加算を問う

A. 町条例と規則に従って実施



野崎 八十治 議員

①町長は、1期目の任期8月5日まで、給料を10%カットしていた。

②2期目に継続の手続を取られていない理由を伺いたい。

③議員、町長、副町長のボーナスは、3・1か月分とその差額の45%を加算して支給されている。給料や報酬に含まれており、加算するのはお手盛り。町長の決断で見直しを。

④町長の給料基礎月額10パーセント減額の条例は、期限を定めた条例である。したがって、現在は失効している。

⑤町長・副町長及び議員の期末手当加算割合については、国の法律及び同法施行令による支給率及び近隣市町の支給状況を考慮して、町の規則で定めている。

Q. 低所得世帯の国保税と医療費の減免拡大を

A. 「7割・5割・2割」軽減の導入に向けて検討



①国保税は他の税や保険料に比べて重い。国の負担を減らし、ため、以前のように戻し負担を軽くし、安心して医療が受けられるようにすることが求められる。

②子ども均等割額は、前年所得が生活保護基準の1・3倍の世帯は、税と医療費の減免を。

③所得激減世帯の軽減。④町の国保税法定軽減割合は、6割・4割軽減である。7割・5割・2割軽減の可能性を問う。

①就学前児童の均等割については、地方税法上なくすることはできない。

②生活保護基準に準じた減免制度及び所得の激減、離職者などに対する軽減については、導入に向けた検討をする。

③就学前児童の均等割については、引き続き、調査研究を進める。

④「7割・5割・2割」軽減については、導入に向けた検討をする。



望まれる国保税の軽減

心と体のリニューアル 青山 高柳 誠二 さん

妻に勧められて、3年ほど前から休祭日コースのトレーニングジムに通い始めました。週に1～2回程度の筋トレと5kmほどのジョギングですが、終了後のサウナと風呂をセットした、私にとっては大変貴重な2時間です。

最近では、お蔭様で鼻炎や冷え性も多少和らいできた気がします。

また、仕事などでのストレス解消にも予想以上に役立っています。

これから更に社会情勢が複雑に変化し、人間関

係づくりも難しくなる環境下では、如何に精神と肉体のバランスの整った自分づくりがポイントになるのではないのでしょうか。

「継続は力なり」ですから、私もこの「心と体のリニューアル」を追い求めて、マイペースのジム通いに励みながら、3月14日開催の豊山エアポートビューマラソンへの参加を楽しみに思っております。



まちづくりや子ども条例などを学ぶ

二常任委員会合同視察研修報告

と き 平成21年10月15日(木)～16日(金)

ところ 富山県小矢部市(15日)、射水市(16日)

小矢部市では、1%まちづくり事業と行政ボランティアの現状と課題について説明を聞いた。1%まちづくりは、個人市民税の1%を市民に還元するシステムで、同市の特色を生かした市民活動の支援が目的である。市民自ら考え、自分達の手作りが対象である。住民自治組織(宗教や政治活動は除く)、ボランティア、NPO団体等へ助成する(新規事業30万円、継続事業15万円)。

平成20年度は、57団体への助成額が1400万円であった。

行政ボランティアは8団体ある。市とボランティアが連携を取り活動しているが、会員の集まりが少ないのが今後の課題とのことである。

1%まちづくり事業を通して住民のボランティア意識が高まり、住民との協働の重要性を学んだ。



小矢部市

射水市では、子ども条例の推進計画の現状と課題、クレジットカードによる市税の納付について説明を聞いた。子ども条例は、子どもの権利を大切にし、一人の人間として位置づけている。推進計画は、「子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現」を基本理念とし、具体策を平成30年度までの10年計画で進める。



射水市

クレジットカードでの市税の納付は、景気低迷等による滞納者の増加を解消するため、納税環境を改善した。平成20年度からコンビニ納付を始め、続いて21年度には、パソコン・携帯サイトを利用した納付方式を採用したことにより24時間、365日の納付が可能となった。

クレジットカードによる納税は、納税者の利便性を考えるうえで、大いに参考となった。



編集委員

- 委員長 粟田 昌子
- 副委員長 今村 一正
- 委員 尾野 康雄 / 坪井 武成 / 安藤 春一